

認定医を更新する場合

(申請書類等は、ホームページからダウンロードしてください。)

認定医有効期間中に、妊娠出産育児、病気、留学等がなかった。

↓ はい

いいえ



規則第13条により、第12号様式で認定医期限延長が可能です。

認定医有効期間中に、小児の歯科診療実績があり、本学会全国大会あるいは地方会大会に4回以上出席し、認定医セミナーに2回以上出席し、60単位以上を取得している。

↓ はい

いいえ



細則附表2(4. 更新時の必要条件)により必要です。

認定医有効期間中に以下のいずれかを行っている。

1. 本学会の全国大会、地方会大会、認定を受けた小児歯科関連の学会、認定を受けた小児歯科関連の研修会で発表した(共同発表可)。
2. 学術雑誌等(内容が小児歯科関連のものに限る)に発表した(共同著者可)。
3. 2年以上の長期継続観察症例の歯科診療経験があり、そのうち1症例で症例報告書を作成し、更新申請書等とともに提出する準備がある。

↓ はい

いいえ



細則附表2(4. 更新時の必要条件)により必要です。

更新申請が可能です。申請書類等を事務局まで申請期間内に送付してください。認定失効期日の1年前から更新申請が可能です。

症例報告書(1症例)の審査を受ける場合は、パワーポイント等で作成した症例報告書のカラー印刷物を送付してください(第4号様式4-2)。



提出書類を認定医委員会にて審査 ⇨ 不備がある場合再提出



合格

理事会における承認



事務局より認定証の送付

注1:

令和5年5月1日制度改正前の認定医の先生方は、手続きなく、新制度に移行していただきます。その場合、諸費用に関して移行期間を5年設け、認定医継続料の請求は令和10年度からとします。

認定医更新免除を受けている先生方は、今後も更新手続きの必要はありません。

注2:

新制度では、65歳以上の「更新免除」の制度は廃止され、「更新要件免除」の制度に改正されました(細則第8条第3項)。

提出書類

- (1) 認定医更新申請書(第5号様式)
- (2) 生涯研修実績申告書および生涯研修記録簿(第6号様式、認定医用)
- (3) 診療実績証明書[認定医更新用](第7号様式)
- (4) 学会参加、発表を証明する資料(参加証、抄録コピー等)
- (5) 認定医セミナーの受講を証明する資料
- (6) 認定医更新審査料振込み受領証コピー
- (7) 症例報告書の審査を受ける場合は、症例報告書(第4号様式4-2)

申請書類等の送付先

〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9
駒込TSビル (一財)口腔保健協会 内
公益社団法人日本小児歯科学会 認定医委員会

認定医更新審査料(1万円)の振込み先

・郵便局からお振込の場合(郵便振替)
口座番号 振替口座 00190-5-187107
加入者名: 日本小児歯科学会認定医係
※払込用紙はゆうちょ銀行(郵便局)備え付けの用紙をご利用ください。
※通信欄に「認定医申請料」と明記してください。

・郵便局以外の金融機関からお振り込みの場合
銀行名: ゆうちょ銀行
金融機関コード: 9900
店番: 019 預金種目: 当座
店名: 〇一九店(ゼロイチキユウ店)
口座番号: 0187107
加入者名: 日本小児歯科学会認定医係
※払込手数料はご申請者にてご負担願います。